

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年9月5日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

5. 会議録署名委員 12番 辻 本 嘉 亨
13番 西 村 裕

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権設定）
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出）
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）
報告第3号	農業用施設（農地法施行規則第32条第1号）の建築届出について （農業用施設）
報告第4号	農地形状変更事業について （農地形状変更事業）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成28年第9回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（所有権設定）
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について（4条届出）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）
- 報告第3号 農業用施設（農地法施行規則第32条第1号）の建築届出について（農業用施設）
- 報告第4号 農地形状変更事業について
（農地形状変更事業）

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。12番の辻本委員、13番の西村委員でございます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号受付番号4農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる8月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

(事務局)

- 1 番 藪内委員
- 7 番 岸本委員
- 8 番 中村委員
- 9 番 田中職務代理者
- 17 番 吉川隆委員
- 19 番 山田委員
- 20 番 林勉委員

事務局 3 名と都市整備課 1 名により実施しております。

それでは、議案第 1 号受付番号 4 について議案書 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

ここの転用理由でございますが、農業用施設等と書かれております。具体的には、ネギの皮剥き施設をされる予定となっております。

所在地については、詳細地図及び該当地の写真の 1 ページのとおりです。また、意見書（案）についても合わせてご覧になり審議をお願いします。本件は意見書として京都府に進達することとなっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(藪内委員)

議案第 1 号受付番号 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号 4 の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 1 号受付番号 4 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。

これは、ネギの。

(事務局長)

皮剥き。

(会長) 皮剥きの施設、そんな立派な建物。

(事務局長) いや、既存の小屋を利用される。

(会長) そうか。うちの横は、パイプハウスでやったはると。
それくらいのもんでもいけんねんけどね、人の小屋を利用か。

(事務局長) そうですね。

(会長) それをお借りしはんねんな。

(事務局長) あの買い上げて。

(会長) そうか、そうか。

(事務局長) 買い取る形で。

(会長) 買い取るねんな。

よろしいですか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達します。

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（ 利用権設定 ）」を議題とします。
事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号36について議案書2ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真 2 ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日 10 件ございますが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員)

議案第 2 号受付番号 36 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号 36 の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 2 号受付番号 36 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 36 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号 37 について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第 2 号受付番号 37 について議案書 3 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員) 議案第2号受付番号37の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号37の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長) 議案第2号受付番号37の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号37の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号38について事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号38について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員) 議案第2号受付番号38の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号38の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第2号受付番号38の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号38の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号39について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号39について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●●委員)

議案第2号受付番号39の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号39の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長)

議案第2号受付番号39の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

面積が829やな、借り入れが895やな、1年間やろ。そしたらこれは、完全にこの申請で1反以上なかったら完全農家やないから持てへんと、これの対策やいうことになんね

- (会長) んけど、これでええのか。
- (事務局長) そうですね、特に新規で借りられるということなんで。
- (会長) これ本当に耕作ををはるもんか名義だけ買って、1反以上ク
リアをしたいということなんか、それでも法的には、別に問
題ないのかいな。
- (事務局長) 今、会長からもご質問ありました、1年間の新規設定という
ことですので、こちらの方のかたがですね、現実、●●さん
貸し手の方とご相談されて、借りたいという形で、お申し出
がございましたんで、利用権の設定をとっていくというところ
でございます。
- (会長) 委員の皆さんもご存じやと思いますけども、1反以上、耕作
してな完全農家と認められないと。そしたら農小屋、作業場
としては、保有できないということになってますんやわ。
ほんで今回、この自作地だけやったら足らんということで
親戚から895お借りをしてと、そやけどもやっぱりこれは、
数字だけおおたんやなしにやはり1年間でも作付けしはった
らそれでいけるということやったら完全にこの方が耕作され
てるかということは、チェックせやんならん。一応、耕作と
いうことでここだけのなには、あったかて実際、耕作しはる
かしはらへんか分からへんから、私も同じ地域やからチェッ
クはしたいなと思ってるんやけど、これ名義だけで耕作して
はらへんかったらどうなんねや。
そら、経営面積がない所有者がそのまま去年並みに今年並
みに耕作してはったら該当せえへんちゅうことになってくる
やろ。
- (●●委員) はい。
- (会長) はい、●●委員。

(●●委員)

この写真で今、どなたがされているんですか。

(事務局)

この写真の作付けに関しましては、前所有者の●●さんの方が作付けされたと聞いております。

この●●さんにおかれましては、他にお持ちやった所有農地が転用されて経営規模が少なくなったということを知りまして、今回、農地面積を復活するといひますか回復されるがために農地を借りられるというふうな形で聞いております。

(会長)

そういうことで、これ耕作しはったらもう問題ないと思うねん、そやからそれは、私も地域の世話役として、ほんまに耕作しはるもんか、ここで可としてもらいたいために名前だけ借りたはるもんかということだけは、俺は追跡したいなと思うねんや、そうあるべきやろほんまは。

(事務局)

はい、そうですね。

(会長)

それで結構です、分かりました。

他にございせんか。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号39の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号40について事務局説明願ひます。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号40について議案書6ページを閲覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ペー

- (事務局) ジをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●●委員) 議案第2号受付番号40の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号40の該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 議案第2号受付番号40の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号40の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定します。
- 続きまして、受付番号41について事務局説明願います。
- (事務局) それでは、受付番号41について議案書7ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●●委員) 議案第2号受付番号41の案件につきまして、現地調査の

(●●委員)

報告をさせていただきます。

本件受付番号41の該当地については、特に問題ないもの
と思われます。

(会長)

議案第2号受付番号41の説明と現地調査の報告が終わり
ました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号41の可否
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いし
ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号42について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号42について議案書8ペー
ジをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ペー
ジをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号42の案件につきまして、現地調査の
報告をさせていただきます。

本件受付番号42の該当地については、特に問題ないもの
と思われます。

(会長)

議案第2号受付番号42の説明と現地調査の報告が終わり
ました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号42の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号43と受付番号44については、借手が同じですのでまとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号43と受付番号44について議案書9と10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9～11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号43と受付番号44の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号43と受付番号44の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第2号受付番号43と受付番号44の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号43と受付番号44の可否について、可とすることに賛成の委員さんの

(会長)

挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号４５について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第２号受付番号４５について議案書１１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第２号受付番号４５の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号４５の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

議案第２号受付番号４５の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第２号受付番号４５の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第３号受付番号１２「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（所有権移転）」を議題とします。

(会長)

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号12について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。こちらも所有権の移転については、本日1件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号12の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長)

議案第3号受付番号12の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで予定していました議案の審議は終わりました。次に報告事項に入ります。

それでは、報告第1号受付番号3農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

本件については、8月25日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号11農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号11について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

本件については、8月25日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号11の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第3号受付番号6農業用施設（農地法施行規則第32条第1号）の建築届出について（農業用施設）を事

(会長) 務局、報告願います。

(事務局) はい、報告第3号受付番号6について議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件については、8月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願います。

(会長) 報告第3号受付番号6の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、続きまして、報告第4号受付番号1農地形状変更事業について（農地形状変更事業）について事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第4号受付番号1について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長) 報告第4号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後3時 終了